

沖縄県乳用牛改良促進事業補助金実施要領

制 定 令和6年3月28日付け農畜第2190号

(趣旨)

第1条 沖縄県乳用牛改良促進事業の実施については、沖縄県乳用牛改良促進事業補助金交付等要綱（令和6年3月26日付け農畜第2051号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業概要)

第2条 優良乳用牛の生産・育成体制の構築を図るため、沖縄県酪農農業協同組合、その他知事が必要と認めた団体等（以下「事業実施主体」という。）に対し次の取組に必要な経費を補助する。

(1) ゲノム検査費用補助

長命連産性を分析するためのゲノム検査費用の一部を補助

(2) 育成費用補助

ゲノム検査の結果、高能力が判明した牛の育成費用の一部を補助

(3) 性判別精液費用補助

経産牛に交配する性判別精液費用の一部を補助

(事業実施主体の要件)

第3条 事業実施主体は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 沖縄県酪農農業協同組合

(2) その他知事が必要と認めた団体

2 前項第2号の団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 複数名（少なくとも2戸以上）の生乳生産者で組織され代表者の定めがあること。

(2) 定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規定があること。

(3) 年度ごとに事業計画、収支予算などが総会などで承認されていること。

(補助対象の要件等)

第4条 第2条第1号の補助対象となるゲノム検査は、次の要件を満たすものとする。

(1) ホルスタイン種の雌牛に対し、長命連産性に関する指標値を判定できるものであること。

(2) 対象牛が国または独立行政法人農畜産業振興機構からゲノム検査に係る補助金の交付を受けていないこと。

2 第2条第2号の補助対象となる育成費用は、次の要件を満たすものとする。

(1) 長命連産性に関する指標値が、ゲノム検査した集団の平均よりも高いことが判明した雌牛に対する育成費用であること。

3 第2条第3号の補助対象となる性判別精液費用は、次の要件を満たすものとする。

(1) ホルスタイン種の経産牛に交配するホルスタイン種の性判別精液であること。

(2) 性判別精液の購入と使用の実績を報告できるものであること。

(3) 利用本数は各酪農家の経営体規模に見合ったものであること。

(4) 利用する精液は、原則として、ゲノム検査した集団の平均よりも長命連産性に関する指標値が高い雄牛から採精した精液であること。

(事業の要件等)

第5条 本事業の補助対象経費であるゲノム検査は、ホルスタイン種のおおむね24ヶ月齢未満の雌牛に対して実施するものであること。

2 第2条第2項の育成費用の補助を受けた雌牛は、原則として、乳用種の後継牛の生産に用いるものとする。

3 第2条第3項の性判別精液の費用の補助を受けて生まれた産子は、原則として、後継牛として育成すること。

(事業実施手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は事業の実施に当たって、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は前項により承認申請があったときは当該申請にかかる事業実施計画を審査し、その内容が適切であると認められるときは、予算の範囲内で事業

実施計画の承認を行うものとする。

3 補助事業者は、前項で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、第1項から第2項までに準じて変更の承認を受けるものとする。

- (1) 事業内容の追加、中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金額の増加を伴う事業費の増

(事故などの報告)

第7条 補助事業者は、第2条第2号の育成費用の補助を受けた家畜が家畜管理者の責に帰さない事由により死亡又は補助目的に従った使用が困難となった場合は、別記様式第2号により事故報告書を作成し、知事に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施状況及び事業実績について、必要に応じて補助事業者に対し調査し、または報告を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領の終期は、令和9年3月31日とする。ただし、この実施要領に基づき、同日までに承認した計画については、同日後もなおその効力を有する。